

担当部署: 建設水道課

処分の概要	土石等の採取の許可
法 令 名根 拠条項	河川法 第100条において準用する第25条
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第25条の規定による。

(土石等の採取の許可)

第25条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 4 第25条(土石等の採取の許可)
 - (1)審査基準

河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかど うかを審査した上で許可することができる。

- ア 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい障害が生じるものではないこと。
- イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、土石等の採取を行うことについての関係 法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が 確保されていること。
- ウ 砂利等の採取については 「砂利等採取許可準則」 (昭和41年6月1日付け建設事務 次官通達)を基準とすること。
- エ 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜、芝草、その他の産出物については、そ の採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。

備考

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月		
政定千万日	1141111111	取帐及关于万口		71	Н	